

第九十八回国
参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第六号

昭和五十八年四月十五日(金曜日)
午前十時開会

常任委員会専門
町田 正利君

委員の異動

四月十四日

小西 博行君

補欠選任
伊藤 郁男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中野 明君

委員

江島 淳君
長田 裕二君
片山 正英君
杉山 令肇君
藤井 孝男君
藤井 裕久君
八百板 正君
吉田 正雄君
佐藤 昭夫君
伊藤 郁男君
青島 幸男君

国務大臣
(科学技術庁長官)

安田 隆明君

政府委員

科学技術庁長官
官房長
科学技術庁振興
局長

安田 佳三君
原田 稔君

事務局側

本日の会議に付した案件
○技術士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野明君) ただいまから科学技術振興
対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十四日、小西博行君が委員を辞任され、その
補欠として伊藤郁男君が選任されました。

○委員長(中野明君) 技術士法案を議題といたし
ます。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○八百板正君 割り当ての時間もございますので
早速お尋ねしたいと思っております。

この法案は、経過的に見まして、さきの昭和五
十五年八月の科学技術会議の議長内閣総理大臣の
見解を受けて今日に至ったものだと考えていいの
であります。そういう意味で、ちよつとそのとき
の考え方を引き合いに申し上げますが、

我が国の技術水準も著しく向上し、これまでの
技術導入依存体質から脱却して自ら革新的な科
学技術を生み出し、技術開発面においても国際
的に貢献していくことが求められるようになる
など、我が国の置かれている状況は、技術士制
度発足当時とは様相を全く異にしている。

このような状況の中で、昭和五十五年八月科
学技術会議(議長 内閣総理大臣)は、今後我が
国が安定成長下で技術水準を大きく向上させ、
優れた新技術の開発に寄与し、社会経済の発展
に大きく貢献するものとして技術移転の重要性
を指摘し、「技術移転の推進に関する意見」を取
りまとめた。同意見の中で、技術士に関し、技術
移転の推進のために大きな役割を果たすべきも
のとしてその位置付けがなされておられ、その健
全な発展が期待されている。

当審議会としては、これらの経済社会情勢の
変化、科学技術会議の意見等を踏まえ、技術士
制度の発展に資するため、技術士制度の問題点
及び改善策

云々というふうなことからよっておるものと考え
べきだと思つておりますが、このような考え方
が具体的にこの技術士法案の中にあられておる
と見るべきところが見当たらないのです。これは
ひとつ、総理大臣の見解ではなくて、まだ総理大
臣になつておられませんか、科学技術庁長官の
御意見を最初に伺つておきたいと思つてます。

○国務大臣(安田隆明君) いま八百板先生から御
質問がございましたとおり、わが国の戦後今日ま
での科学技術の足取りをたどつてみまするとい
うと、いわゆる導入の中において、これにわれわれ
の英知とそれからわれわれのすばらしい知恵とい
うものを加えて、今日このようなすばらしい科学
技術立国というものを成就しておるわけでありま
す。

しかし、いまお話しのとおり、今日の情勢はは
なはだしく社会経済的に多様な変化をしておる
わけでありまして、いま御指摘のとおり、その変
化の中で、いままでは移転を許容しておつたもの
が逆に貿易摩擦、こういう中において、移転とい
うものの、導入というものが非常にむづかしい情勢
の中に置かれるようになった。したがつてみずか
らみずからの英知によつてこれをやらなければな
らないという中で、この技術士法との関連はど
うか、こうなりますと、いままでの歩みをすつ
と見ると、四分の一世紀たつておるわけでありま
すから、この中には、やはり活性化というものを

与えなければならぬ、こういうところが指摘さ
れる。審議会のお知恵をいろいろおかりしました
ところが、そういう姿に今後軌道を修正すべきで
ある、こういうふうな発想がそこに指摘されまし
たものですから、それを受けて今度こういう改正
案をまとめた、こういうふうにご理解いただきた
いと思つております。

○八百板正君 私のお尋ねしている点は、これは
活性化はもちろんですけれども、技術にしても科
学にしても、国際的な立場で考えなくちゃいけな
いのであつて、そういう意味で、いわゆる技術の
移転という重要性が受け継がれておらないのでは
ないかという感じがする。その点について一点だ
け。

○国務大臣(安田隆明君) 仰せのとおりでござい
まして、本当に発展途上国、海外協力、こういう面
でもって技術士のメンバー、技術士制度というも
のは活用されなければならぬ、こういうことを
われわれは指摘され、それを考えていきますため
にも、技術士法の位置づけというものを今度改正
させていただきたい、こういう願いを込めておる
わけでありまして。

私も海外へ行つてまいりました。先生御指摘の
とおり、国際協力事業団、この機能の中でコンサ
ルトの皆様が本当に働いておるところを私も
現実によく見てまいりましたし、当該国から非常
に高い評価を受けていることも私は承知しており
ます。そういう面で、ひとつ技術士の位置づけと
いうものを国際的なものにもして、国際的に協力
してやるためにもこの評価というものを高めた
い、こういう趣旨を込めておることを御理解願
いたいと思つてます。

○八百板正君 いわゆる国内の、国内といいま
すか、技術の向上という点と、それから国際的に技
術を普遍化すると申しましようか、発展途上国、

後進国の技術を高めるということと並列的に考える、そういう発想でこの技術会議の意見が出ていたという点をもう少し重要視していただきたいという点が、私の率直な意見であります。

そこで、時間が余りございせんから、それについての私の見解をちよつと述べて、できれば御同意を得たいと思うのでありますが、日本技術士会は技術士の向上、これはもちろんですが、科学技術の向上を図り、わが国産業の発達及び海外との技術協力の推進に寄与することを目的とするというふうに、第二条に日本技術士会は定めております。これは、海外技術移転の考えをそのまま受けてこの定款の第二条の目的にうたったという点で、私は大いに評価できるものだと思っております。国際社会に立つ日本としてまさに正しい態度であります。

この技術移転について私は、いま日本の直面する問題は国際的にはやはり貿易摩擦とか国際摩擦の問題が一番大きい問題ですから、これは重要な点なのでちよつと見解を述べさせていただきますと思います。この技術移転ということは、現地に活用される技術を移すということではない。いわゆる発展途上国の経済的な引き上げなくして、日本の高度に発達した科学技術の市場というものはあり得ないのでありますから、常に発展途上国、後進地域を引き上げる、なるだけ日本あるいは先進国と同じような地位に引き上げるような、そういう立場からこの技術の移転を考へるべきである。

その場合に、とかくしますという。日本の一番進んだ、ハイテクノロジーと申しましょうか、そういう一番進んだところを持ち込んでいくという傾向があります。これは日本の企業の方角もそういう形にならざるを得ない。ある意味では、先行投資みたいな考え方に立っていきます。一方今度、受ける方はと申しますと、これまた御承知のように、発展途上国、開発途上国の政治の指導者は、えてして、政治的立場が不安定でありますから、したがって、これ見よがしの、見せびらかか

しの技術導入とか、あるいはプラントにしても、資本の導入にいたしましたも、そういう形に持ち込みやすいのであります。私は先進国のこんなものをこんなふうにつけてきてわが国の向上を図ろうとしているということを国内に見せびらかして、それによって指導性を確立しようというふうな、そういう不安定な指導者がややもすれば多いのであります。でありますから、どうしても最先端のものをつくりたがる。

それで日本がこれに対応するという形になつて、日本の資本や技術やプラントなんかが移つていきますと、結局日本の一番すぐれたものがそこに持ち込まれたといつたにしても、結果は、低賃金の労働者を現地で使つて、それででき上がったものが、高度の製品が仮にでき上がったといつたとしても、それが現地にさばかれるということとは

ないわけでありませう。購買力が伴いませんから、そうすると、結局それは単なる後進地域の低賃金を持ち込むという形になって、逆に日本の、あるいは日本だけじゃございません、先進国の進んだ産業そのものが痛めつけられる。こういうような、天に向かつてつばするような、言葉は悪いけれども、というような結果になって、いわゆる世界のの不況をつくっていくわけでありませう。でありますから、今日、不景気だと言う場合に、いや国際的に不景気なんだというようなことをよくおっしゃいますけれども、その国際的な不景気というものは、そういうふうにして、先進国が後進国の本当に経済の向上に役立つような技術の移転を、どちらか

というと考えない、あるいはそういう点に欠けているところから、いわゆる国際的な購買力が高まってまいりませんから、先進国の工業製品ははけなないという形になって世界的な不況が起こつてくる。こういうふうなことは、これは私としては、そういうものだというふうに考えております。これは決して私は間違ひでないと思っております。

そういう意味で、技術の海外移転に当たりましては、やはりその現地の経済の状況、あるいはそ

の国の立場に立つて、本当に役立つもの、経済の向上に役立つものを、そういうふうなものに日本の進んだ技術を持ち込んでいくというふうな、そういう姿勢が必要であつて、企業の先行投資的な考え方では決して相手国をよくするという結果にならないということ、この点を私は強調したいわけでありませう。こういう考え方がいわゆる技術移転の問題の重要な点だと思ふのであります。

技術士会が海外への移転をうたつておる。これ

に對して行政指導の立場を科学技術庁がとるといふ、そういう観点から考えますと、この点は私、強く見解を述べまして、そして大臣の御意見を、御同意をいただきたい、こう思います。

○國務大臣(安田隆明君) いまおっしゃるとおりのような考え方にわれわれは立つております。

企業サイドのいわゆる技術移転の問題と、それ

から行政サイドにおけるいわゆる技術移転の問題と、おのずからいささかその立場を異にする問題と、はございます。しかし、行政サイドにおける技術移転、これにつきましては、先生のおっしゃるとおりのようなわが国が置かれている立場、無資源国において海外に協力をするということは、これはぜひとも、いまおっしゃいましたそういう考え方にのっとってわれわれは、相手国の事情、相手国の立場に立つて、国境のない指導、援助を行いたい、こういうことでございます。

○八百板正君　それで、この法案の趣旨は、技術士の試験制度と申しましょうか、試験の実務的なものを民間に移す、日本技術士会に移すという考

うと、試験を受ける受験生というのは敵だ、敵性を持っている。何とかしてむずかしい、ひつかかたりやすい問題を出してふり落としてやろうという、そういう立場の試験問題なり試験官の態度が共通してあります。

これは非常に問題なんです。これは、そうでないとは恐らくどなたも言わないと思うのです。試験問題を選ぶ、あるいは選考する態度というものとは、何とかしてむずかしいものを出して振り落とす、してやろうという、そういう態度がおのずから出してくる。これは木戸番みないなものでありまして、木戸番というのは木戸破りに対しては非常に敵意を持ってくるといふような傾向がある。この態度は、少なくとも科学技術の発展向上というものから考えると非常に危険な考え方だと思う。こんな話をしているともう私の持ち時間がたつ

てしまいましたが、大事な点ですから触れておきます。

それで、これは行き過ぎではありませんけれども、十年ほど前に、中国にいわゆる白紙英雄というのが出ました。試験のときに白紙を出したんです。白紙の答えを出した。これはどういうことか。ただ、白紙だけれどもそこに意見を述べたんです。私は国家指導者の、あの当時毛沢東ですね、毛沢東の趣旨に従って、こういうふうにして現場に入って一生懸命に働いた、だから高校で勉強したことなんか忘れてしまった。朝から晩まで働いた、だからこんな問題はとても書けないというようなことを書いた。しかし、みんなからすすめられて、

ということとはしばらく別として、行き過ぎであることは間違いないが、あの当時の中国の事情の中でこういう者が出ました。

しかしこれは、一面大変重要なことで、やっぱりどこかにいいところがあれば、ふり落とそうというんじやなくて、それをなげ取り上げようという態度で試験というものは取り扱っていかなければ、科学技術の発展というのは私はないと思います。そういう意味で、この試験問題にしても、試験をする態度というものにしても、これは科学技術庁だけじゃございません、おしなべて今日の試験制度の中で、何かひっかかるような問題を出してひとつひっかけて落とそうといううんじやなくて、いいものを見つけて、それを引き上げて、励まして伸ばして、そうして科学の創造と技術の発展に役立てよう、そういう配慮が常にどこかに幾らかなくちやいかぬ、私はそういう意味で、そういう配慮がこの試験制度の今後の上に考えられてほしいと思います。

だからというわけではございませんが、なるたけふり落とすとしてとちめてやろうというような立場の試験だからというわけではございませんが、いわゆる独占排他的な形で、外国と比べてもそうでしょう、技術士というものは非常に少ないですね。アメリカのプロフェッショナルエンジニアが三十五万人もあって、イギリスのチャータードエンジニアが二十一万人もおるといふのと比べると、日本が一万五、六千人しかない、合格したのが二万人もないというふうになると、これは一体、日本の技術層が薄いのか、それともおくられているのかということになります。私は、最初に申し上げたように、日本の技術を移転するといふようなことが日本のいま必要なことだと言われているほど、ある程度進んだ、層の厚いものがあるだろうと思うのであります。

そういう意味で、なるたけ落第生をよけいづくってやろうというのじやなくて、特色のある者はどんどん取り上げて技術士にして、日本の科学技術の発展のために励まして、国際的にも国内的

にも役立てるといふ、そういう積極性で取り組んでいくべきだと思います。この点、大臣の御見解はどうですか。

○国務大臣(安田隆明君) いろいろいま御意見を拝聴いたしておりますが、とらえる側面が二つございまして、一つはいま先生の御指摘のような側面、一つはいわゆる内外の経済社会が求める技術コンサルタントとして最高のやはり見識を持った権威のあるものでなくちやなるまい、そうでなければ国際的にも評価を求めることができない、こういうことでございます。いわゆる最高の見識を持った技術士、こういう位置づけでございますので、そこは、いわゆる公認会計士ですか、あるいは司法試験のような、いま実態はそういうことになっておりますが、非常にやはり厳しい関門になる、あるいはならなければ見識を保持することができないであろう、こういう二つの側面を持っております。

したがって私たちは、いま先生のおっしゃいますように、そういう面を頭の中に入れることも必要でございますけれども、私たちは今度のこの改正によって技術士補という一つのクッションをとって、そこでの救済措置を一つ講じて、しかる後今度、士、ここへ移動させる。こういうことでやっぱり最終的には内外に権威ある、そして経済社会が、相手が求めるものにこたえ得る、それだけのものに持っていきたい、持つべきだ、こういう理解の上に立つておりますので御了承願いたいと思います。

○八百板正君 いまの社会は、何ば権威づけるレッテルを張ったって、その者が値打ちがなければ、商品社会ですから買いません。何ば肩書きをくつつけたって、それでもって評価するといふようなことはありません。ことに科学技術の技術士なんというものは、もう三十分間か一時間も話し合ったらどの程度の頭かわかりますからね。だから、そういう悪い面を余り心配しないで、やはり積極的に向上を図っていくという面に主力を置いていただきたいと思います。

私、これはちよつと批判になりますが、大體審議会にいたしましたも、あるいは技術士の資格者にいたしましたも、ちよつと数字を見まするといふと、これは土建技術者主導型なんですね。メンバーも、建築とか建設とか、水道なんかまで入れるとしますと、三分の一はその方面です。そして今度、審議会ですか、の方に入っているメンバーも、そういうところの有力者が入っているということになると、土建屋が悪いというわけじゃございませんけれども、建設関係のボス支配みたいな形に技術士の大御所がなる危険がある。それと、よく自民党が批判されておりますように、自民党の何といひますか、たとえばやがて一つの組織、政治連盟をつくって、自民党を推薦してなんというふうな形になりますと、非常に悪い面だけがふくれ上がっていくという危険性があります。えてしてそういう危険性をはらんでおりますから、この点はお答えいただくまでもないです、そうじやないと言つてしまつていいでしょうから、だからひとつ、これはそういうことにならないように気を付けていただきたいということを特に希望します。

専門の技術が十七ある。その中で技術士の数は非常にアンバランスです。これは試験制度にもよるし、日本の科学技術が世界の最高水準に進んでいるという形が技術士の中に全くあらわれておらないといふような点は、大いに今後の課題だと私は思います。科学技術の日本の現状からいま展望されている、たとえば将来の生命科学とかバイオマス、そういうふうないろいろな問題は、一つの基礎的なものだから技術士の対象から見送った、こういうふうな説明の中にございますけれども、やっぱり士補というふうなものをつくったんでは、また、そういう点の経験、蓄積がないとして、それを励ます意味でも、補ぐらうのところで、そういうふうなところを救済していく。何か、十七に分けたけれどもその十七以外は技術士でないといふような考え方は、私はあり得ないと思うんです。常に新しいものが模索、追求、創造されてい

く発展の過程でございますから、そういう意味で、十七というふうに限ったけれども、そこはひとつ発展的に考えていく必要があるかと思ひます。いま申し上げましたような点について、ひとつ御見解をいただきたいと思います。

○政府委員(原田稔君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

私も、この十七部門、現在は十七部門でございしますが、この部門の見直しにつきましては、従来も、いろいろな科学技術の発展の状況あるいは世の中のいろいろなものに対する需要といったものを考えて、いろいろと見直しをやつてきております。たしか四十六年でございしましたが、情報関係、電子計算機とかあつた関係のものが非常にこれから大きくなりそうであるということで、従来の十六部門に情報関係の部門をつけ加えたところでございします。

先般の技術士審議会におきまして、新しい部門の問題についていろいろ議論をしたわけでございします。先生のおっしゃつたように、生命工学の問題ですとか、そういう問題が非常に大事でございしますからどうしようかということでも議論したわけですが、引き続き検討していこうじやないか、こういうことになっております。

私も、おっしゃつたように、この技術士の部門の見直し、これをなるべく世の中の実態に合うようになつていくという点でいろいろ検討していくという点については今後ともよく注意をしてまいりたいと思つております。

○八百板正君 それから、試験の委譲ということになりますから、いわゆる向う上の、前に向かつて進んでいくという立場に立つた公正なよい試験をやろうと、これは行政当局の責任者として大臣もひとつ十分の御配慮を願ひたいと思ひます。

大體私が見るところでは、いままで政府がやつておつたのを民間に移して、果たして政府がやつたときにどういふ欠陥があつて、これを民間に移せばどういふ欠陥がどういふふうには正されると

かよくなるかというふうな点については、必ずしも私はこの法案の中で保証されているものがあると思いませんので、そういう点は結局信頼の問題ですから、これはこの法律をつくった大臣の責任ですから、大臣一人でつくったわけじゃございませんけれども、ひとつ大臣、その点は、責任を持って、公正なしかも発展的方向でこれに具体的に取り組んでいくように切に希望します。

○国務大臣(安田隆明君) 先生のおっしゃいましたとおりでございます。いま第三者機関にこれを任ず、こういうことでございませうけれども、これは行政は全くこれに介入しないという意味でございます。行政は全くとにかく期しているわけでありませう。御了解、御理解いただきたいと思ひます。

○太田淳夫君 それでは、技術士法案の改正につきまして質問します。

最初に、改正点の第二として皆さん方から提出をされました資料の中にございませうけれども、行政の簡素化の観点からの改正だということですが、具体的にはどのような簡素化がされるのか。

また、簡素化されました、あるいは登録の実施に関する事務が委譲されてまいりますけれども、それはやはり受験者の方であるとか、あるいは現在の技術士の皆さんとか、そういう方々にとりまして何らかのメリットが必要ではないかと思ひますが、どのようなメリットがあるのか、その点のお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(原田稔君) 一つは、試験の事務あるいは登録の事務を民間のしかるべき公益法人に委譲しようというところでございませう。しかし、この試験の事務の中で非常に大事な、問題の作成ですとかあるいは採点ですとか、こういった事務は、もちろん従来どおり試験委員という方々にお願ひするわけでございませう。

それからどういふ事務かといふと、たとえば、現在受験者の数が七千名をオーバーしてあり

まして、最近ふえる傾向にございませうが、こういう方々の受験の申し込みの受け付けですとか、あるいは試験場の設営ですとか、非常に細々としたいわば機械的、定型的事務があるわけにございませうが、試験につきましてはこういった事務を委譲しようというわけでございませう。

それから登録につきましては、たとえば技術士の登録は年間に九百件ございませう。あるいは登録した内容の訂正、たとえば事務所が変わったとかいうような訂正の登録が年間千三百件ございませうが、こういったものの事務、これも非常に機械的でございませうから、これも民間のしかるべき団体に委譲しよう、こういうことでございませう。

こういうことをやりますと、しからばどういった関係者にメリットがあるのかという御質問でございませうが、受験者あるいはこういう登録をいたします技術士の方々にとりましては非常に便利になるということが、一口で言えると思ひます。

それは、現在は科学技術庁でやっているものから、全部東京にある科学技術庁に持ってくるわけでございませう。しかし今度、たとえば私もが念頭にあります日本技術士会という団体がございませうが、そういう団体に委譲するということになれば、技術士会の支部が全国で七支部ございませうから、北海道ですとか東北ですとか九州ですとか、そういう支部に出せばよろしくなるわけでございまして、その意味ではいろいろな意味でサービスが向上するのではないかと思ひます。

それから、技術士会にとりまして、試験の実施、これは機械的な事務でございませうけれども、たとえば登録の関係などで現実の窓口になるわけでございませうから、技術士の方々の接点の機会もふえてくるわけでございまして、技術士会の活動の活性化、地位の向上というものにもつながるのではないかと、かように考えております。

○太田淳夫君 ただいま同僚の八百板委員の方から、試験の公正さが堅持されるようにということでお話がございましたが、私もやはり、こういった委譲によりまして、そのやり方によりまし

ては、制度の根幹が影響を受けるようなことになりかねないことになっては非に困る、このように思ひます。先ほど大臣から見解がございましたけれども、この問題につきましては具体的にどのような対策を講じようかとされていませうか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(原田稔君) 試験の事務の公正を担保するということとは、これはもう非常に大事なことでございませう。この点につきましては、すでにほかの法律の例もございませうから、そういう法律の例も参考にしまして本当にがんばらぬにいろいろな措置を講じております。

ちよつと事務的になつて恐縮でございませうが、まず、先ほど申し上げましたように試験の事務の中での機械的な事務、これが民間に移るわけでございませうが、実質的な試験問題の作成や採点は試験委員がやることになりませう。この試験委員はどうやって選ぶかということにございませうが、技術士審議会というのがございませう。これは科学技術庁長官、大臣の諮問機関でございませうが、この技術士審議会の推薦に基づきまして科学技術庁長官が、技術士試験委員の候補者というものを選定いたします。この選定された委員候補者の名簿を、たとへば日本技術士会なら技術士会に示す。その名簿の中から具体的に試験委員を技術士会が選ぶわけでございませうが、この選任は科学技術庁長官の認可が必要でございませう。したがしまして、いろいろめんどうくさい手順を踏むわけでございませうけれども、実質的には従来どおり、科学技術庁長官が直接に委嘱するということと全く同じでございませう。

それからこの試験委員の方々は、当然でございませうけれども、指定機関の役員の方々あるいは試験に関連する職員の方々につきましては、秘密保持義務というのがこれに課せられます。これはもう当然のこととございませう。

それから具体的な試験の実施のやり方、いろいろな手続ですとかそういうやり方でございませうが、試験事務規程というのを指定機関につくらせ

ます。試験事務規程は科学技術庁長官の認可ということになっております。

また、この指定機関というのは全般的に科学技術庁長官の監督に服するわけでございまして、指定機関になりますと役員等の選任等につきましても科学技術庁長官の認可ということになるわけでございませうから、大変にがんばらぬになつては、少しくも公正について疑念が生ずることがないよう細心の配慮をいたしていくつもりでございませう。

○太田淳夫君 その指定機関というのは、どのようなものをいま考えてみえるんですか。それは日本技術士会とは違ふんですか。

○政府委員(原田稔君) 私どもは日本技術士会、現在の技術士法の中にも日本技術士会に関する条文がたしか一条ございませうが、日本技術士会というものを現在一つ念頭に置いて考えております。

○太田淳夫君 次に、技術士制度は常に最新の技術進歩に対応していくことが不可欠であると思ひますけれども、情報技術とかバイオテクノロジーですか、そういった先端技術を初めとする技術進歩にこたえるためにも、いろいろな方策を考えていかなきゃならないと思ふんです。先ほど、新しい部門として情報関係ですかの部門等が追加されたようなお話もありましたけれども、今後どのような部門の見直しを行っていくことが必要であらうか、そういうことで何か検討はされておりますか。

○政府委員(原田稔君) 最新の世の中の要請、あるいは最新の科学技術の進歩の状況などにつきまして、技術士制度の中に取り入れていくということとは非常に大事なことでございませう。

具体的には、技術部門を常時注意深く見直していくということだと思ひます。先ほど御説明申し上げましたとおり、ちよつと古くなりますが昭和四十六年には情報処理部門というのをつくっておりますが、前回の審議会におきまして話題になつたのは、たとえば生命工学、バイオテクノロジー

であるわけでございます。

人数は、現在は科学技術庁の本庁の職員四名というところになっております。ただ、この試験の事務が、七千名というところでふくれ上がっておりますので、ピーク時にはもうとてもそれではさばき切れないわけでございまして、科学技術庁の振興局の職員総動員でピーク時にはいろいろと仕事に当たっているというのが実情であるわけでございします。

○佐藤昭夫君 そうしますと、それが民間に委譲をされたという場合、費用並びに人員体制はどうなるんですか。減る見込みなんですか。

○政府委員(原田稔君) 民間の指定機関に委譲された場合どうなるかということでございますが、現在、私も念頭にあります日本技術士会におきまして、寄り寄りその体制問題につきまして検討をしております。

具体的に人数がどうなるかというのはまだはっきりいたしておりませんが、私どもの見当といったしましては、現在の技術士会の事務体制からいまして、その体制の整備がある程度必要ではないかと思っております。ただ、御案内のとおり、特に試験事務につきましては非常に季節性が大きいわけでございしますから、そのピーク時に対する対応ぶりというものは、非常に事務が定型的あるいは何と申しますか、機械的でございますから、たとえばアルバイトを雇うとかそういったような対応も考えて、なるべくひとつ何と申しますか、合理化された体制でやっていくことができるようにしたい、かように思っております。

○佐藤昭夫君 人員がどうなるか、そこはこれからの問題ということですが、事務経費はどうなるんですか、技術士会に委譲した場合。

○政府委員(原田稔君) 人員その他も含めまして、それがわからないとまた事務経費も出てこないという点もございしますが、現在検討しているところでございます。

私の感じでは、この現在の二千五百万円ということの中でやっていくことができるかどうか、こ

れはやっぱりちょっと疑問じゃないかと思えます。しからば具体的にどういう額になるかという点につきましては、目下検討中ということでございます。

○佐藤昭夫君 民間へ委譲をしたその後は、今回の法改正の目的からいって、委譲した団体に国からの補助金のようなものを出すということは全く考えていないということであるわけですね。

そうなりますと、結局、現在国がやっておるあれで事務経費二千五百万円、そしてピーク時を除いても大体四人ほどの人間がかり切らなくやならぬという、それはどの仕事がある。これがそっくり技術士会、当面そういうところへ委譲をされていく、こういうことになって、国は補助金を一銭も出さないということになりますと、勢い技術士会としてはそれを手数料の引き上げというところに求めざるを得なくなるというのは理の当然だと思ふんですけれども、現行、受験手数料六千円、それから登録手数料四千円ですね。いま検討中だということなんですけれども、大体いまの検討段階では、この六千円、四千円という手数料がどれくらい負担増になるかということについての目安はついておりますか。

○政府委員(原田稔君) 大変残念でかつ申しわけないのでございますが、全く新しいことをやるわけでございますが、現在全体の経費が一体どのくらいかかるのか、そういった点につきまして検討中でございまして、したがって、一体手数料を大体どのくらいにするかという点もまだ明確でないわけでございします。ただ、先生が申されたように、現在の受験手数料は本試験が六千円でございますが、この六千円という額では無理ではないかと思っております。やはりこの受験手数料などの値上げが必要ではないかと思っております。

ただ、私どもとしては、ほかの類似の試験などもよく参考にしていきながら、適切な額を選定していきたい、判定していきながら、かように考えているわけでございします。先生御案内のとおり、現在の大学の共

通一次試験がたしかすでに八千円か八千五百円でございますか、そういう水準でございしますが、別にその額が参考になるというわけではございませんけれども、そんなこともひとつ念頭に置き、かつほかの類似の試験、そういうもののその制度につきましても念頭に置きながら、適切な額を判定していききたい、かように思っております。

○佐藤昭夫君 長官、お尋ねをしますけれども、国会にこの法改正案を提案するときに、国民の、というか受験者ですね、負担増は避けられないだろうということはもう当然あると思ひますけれども、しかし、どれくらい負担増になるか、まあ何円何銭というところまで目くらまら立てるようなそういうことはともかくとしても、おおよそどれくらい負担増になるかということも国民に提示をしないままでは、そんなむちゃくちゃなことは起りませんよという大ざっぱな言い方で、しかし、いよいよ詰めた後、検討していったらちよつと話が変わってきた。こういう何というか、あいまいさを含んだまま法改正案を提案するというやり方というのは、これはおかしいやり方だということに思われませんか。

○国務大臣(安田隆明君) 佐藤先生の御指摘は、財政負担が脆弱な中でやはり負担増を求めてくるんじゃないか、腹づもりもないのにこういう法案を出してきていかか、こういう御指摘でございすけれども、いま局長が答弁しておりますが、いわゆる横並びの問題がございすからして大体やはり腹づもりは持っております、こういうことで御理解願いたいし、それからもう一つ大きなことは、これは行政目的を持つてこういういわゆる技術士法というものの、技術士制度というものができていくわけでありまして、こういう行政目的には必ず補完事業というものがくつつくんですよ。私また、くつつけることが、期待される活性化の問題である、こう思っております。

これは例は適当じゃないかもわかりませんが、民間特定指定法人の方へ委譲しましたわね。検査

してみると、いわゆる欠点、不合格が出てきた。一体これはなぜこういう不合格になるんだ、それなら欠点防止のための講習会を開くよ。こういう補完事業というものをとんど私はやってくれるだろう、やってもらわなきゃならぬだろう、こう思うんですよ。そういう中において、一体財源をどう求めるか等々、そういうことをも期待しながらこの制度の財源措置というのについて考えていききたい、いくべきだ、こういうことでございまして、全く一方向的に全部これ負担増、負担増、こういうことをみえておるものではない。横並び等を勘案しながら、ある程度の腹づもりを持つて対応している、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 依然として、私がたてておる根本の点についてはお答えがないんです。

法案を提案するときに負担増は避けられないということははっきり言っておられる。しかし、どれくらい負担増になるか、おおよその目安はこんなところだということを明示しないまま法案を出すというのは横並びじゃないか、無責任じゃないか、政府として、提案者として、ということをおっしゃるわけですか。そのときに附帯事業がどうなるとか何だろうとか、そんなようなことは理由になりませんね。負担増が避けられない。しかし、それがどれくらいかということを示さないまま法案の提出をする。この提案者としての横並びという不備というか、この問題についての説明というものが無い。局長は共通一次を例に出されておるわけですが、局長は共通一次の負担増でおさまり得るだろうかということについて危惧を持っておるんです。

たとえば、日本技術士会、ここは常勤の職員というの常任理事一人、それから常勤の事務職員六人、七人でいろいろ仕事を、本来業務、八項目の業務を定めています、やっていると状況です。

○政府委員(原田稔君) おっしゃるとおりでございますが、現在は常勤の理事一名、事務職員六名、

○佐藤昭夫君　顧問がどういふ権限を持つかということについては、いろいろ見解があるわけでありますね。しかし、少なくとも副会長に政治家の方が加わっている、これははっきりしている。そういう状況のもとで、先ほど来試験の公正、これは二重三重に公正を確保するための定めをいろいろやっているということを言われているわけです。

いう点につきましては、少しの疑念もない、こういうことで私どもは運用できるし、また運用していかなくてはならない、こういうぐあいに考えております。

で、それを提示して、指定機関が選んできて、最終的には科学技術庁長官の認可が要るわけでございます。そこで最終的なチェックが担保されているわけでございますから、私どもは法的には万全の措置を講じている、かように考えております。

そのほか、試験事務規程ですとか、あるいは予算ですとか、そういった点につきましてすべて

えてみるべきではないかというこの二つの点について、私が指摘している問題について、そんなものを考える余地はない、うだうだ言いなさんな、こういう態度なのか、もう一遍最後に聞いておきます。

○国務大臣(安田隆明君) 技術士会の中のいわゆる役員構成の問題につきまして、これはたまたま

そういう見識者が入っておられた、こういうことでございますので御了解願いたいし、きょう佐藤先生からはそういう御意見が出ました、こういうことを拝聴いたしましたところで、ひとつ私も承っておきたいと思えます。

それからシステムの問題につきましては、これは見解の相違で、私たちは本当に佐藤先生のような御心配をされる向きがあるという事は承知しておるわけでありまして、しかし行政はこれは手を引くものじやなくて、厳正にやるというこういう枠組みの中で行われるわけでありまして、システムの変更につきましては私としては考えていませんので、ひとつこれを御理解いただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 これだけ聞いても答えが出ないので、あとはもう修正案を出します。

○青島幸男君 技術士の試験を民間に委嘱することにするということが法案の趣旨のようでございます。しかも、その目的の一つに行政改革の一助になるだろうというのを掲げておられますけれども、私いろいろ資料を調べましても、技術士会の規模とか実態とかというものはなかなかつかみにくい。従来行われていた試験の規模さの確に確かめられないです。それと、技術士会の規模、実態が明確でないで、具体的に委嘱したときにどういう結果が生まれるかというイメージがなかなかつかみにくいんですが、それが明確になるようにまずひとつ御説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(原田稔君) どういうお話を申し上げたいか、大体の見当を申し上げますと、まず試験の関係でございます。受験者は御案内のとおり、約七千名強あるわけでございます。それでこの事務の中で實際上技術士会がやることになりまして、非常に定型的な、受験の受け付けですとか、あるいはそれに番号を打つとか、あるいは試験場の設営、これは現在全国で六カ所で行っていますけれども、大体それぐらいの個所でやるわけでございますが、そういう試験場の設営ですとか、

あるいは試験場における物理的な監督と申しますが、そういうような事務ですとか、こういうような事務を技術士会が行うことになりまして、それから試験問題の作成とか採点は、先ほどの私の御答弁のとおり、試験委員が行います。従来、いま申し上げましたように、試験問題の作成、採点の問題を除いた非常に機械的な物理的な仕事を国がやっていたわけでございます。国というのは、現在まで科学技術庁がやっていたわけでございますが、それを技術士会に移そう。

それでは技術士会の受け入れ体制、規模は一体どうなっているかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、専任の事務職員としては七人でございます。東京にございますが、支部が全国で七カ所ございます。現在の技術士会の予算規模というのは会費収入あるいは事業収入を含めまして年間約一億五千万ぐらいでございます。この団体が、いま申し上げました主として機械的な事務、登録の事務も入ってまいりますが、これはもう全く機械的な事務でございます。これを行うことになっている。したがって、現在の人数ではやっぱり不足じやないかと思っております。したがって、これを一体どう体制を強化していくのか、現在技術士会におきまして一生懸命検討中でございます。私どもと一緒に現在検討しているという状況でございますが、事務の性格からいまして非常に機械的、定型的でございますから、私どもといたしましては心配はない。非常に長い伝統のある団体でございます。かつまた公益法人でございます。そういう意味からいまして、ある程度の体制を整えればまず心配はない、こういう感じを持っておるわけでございます。

○青島幸男君 技術士会にしてみれば、そんなものを押しつけられて、事務複雑になるし、一つもメリットはないし、総予算でも一億ぐらいのものでしょう。それで、この技術士試験に実際に関与する、あるいは要する費用というのはそれほどの問題でもないし、それが果たして科学技術庁の行政改革の一助に実態としてどの程度寄与するのか

ということがはなはだ疑問に思われるんですね。押しつけられた方はまた迷惑な話でして、規模を拡大したりしなきゃならぬし、予算も改めて取らなきゃならぬ。お話を伺っていますと、国は援助しないというこのようです。受検料を値上げしてその分採算点を上げていくよりしようがないということになりますと、被害をこうむるのは受験者だ。そうすると、実際このとおり行っても、行政改革の一助にはならないわ、技術士会が事務複雑になるわ、受検料が上がるわということになりますと、目的が何のためにあるのかということが非常に不明確だという気がするんですが、私の理解が非常に行き届かないということなのか、あるいは実際にそうなのかということを確認にひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(原田稔君) 行政機構改革の理念の問題にまでなってくるかもしれませんが、御案内のとおり、臨時行政調査会でもこういう試験制度ですとかあるいは登録制度ですとか、そういうものが重要な検討課題の一つに取り上げられて、この技術士に関する試験とか登録とか、同じような問題を抱えているいろいろな、たとえば建築士ですとか、そういうものにつきましても同じように民間に委譲ということが決められたわけでございます。私どもは、中央官庁がそういう機械的な事務で貴重な人員を割かれるというのは中央官庁のありようとしては問題があるのじやないかと。やはり中央官庁のありようというのは、御案内のとおり、私から申し上げるのも釈迦に説法でございます。政策の立案、そういう本来の科学技術庁の機能、あるいは総合調整機能の発揮、こういう点にあるべきであって、単にスタンブを押しついたり、あるいは番号をつけてみたりということとはこれはやっぱりどうかという感じがいたします。したがって民間のしつかりした団体に委譲しようということでございます。

それからこの委譲される方の日本技術士会としては一体どんな心境なのかということでございますが、確かに事務量がふえて、それに対する体制を整備をしくちやいかぬと。現在の年間の予算が一億五千万でございますから、そういう点の補強も必要だという点は一つございます。ただ、技術士会といたしましては、試験の事務の委譲なり、あるいは登録の事務を技術士会が引き受けることになりましたから、技術士さんの方々の実態を常時把握できるわけでございます。そういう意味で、一言で申しますと、技術士会のステータスが向上すると申しますか、この意味は非常に大きいわけでございます。現在、技術士会としても、ひとつ大いに喜んで前向きにこの委譲事務に積極的に取り組んでいこう、こういう心境であるわけでございます。

○青島幸男君 お説のようだとならぬで大変いいとは思いますが、いざにしろ、金額だけの問題ではなくて、行革の基本方針と申しますか、思想にも関連してくる問題だ、そういう意味で取り上げているんだ、その御趣旨はわかります。実際には余り金額的には節約にならないというように私は感じますけれども、金額だけの問題じやないというところをなすっていらっしゃるんならそれでもいいと思えます。

私は、現行のやり方は短大理工系卒業生というのが受験資格の重要な一つのポイントになっていますけれども、これを外されて、すべての者に平等に受験の機会を与えるということにしておりまして、このことは大きく評価したいと思えます。と申しますのは、どうしても、学歴偏重をなくそうじやないか、能力主義でいこうじやないかというようなことを言っても、これはやっぱりある種の差別だ、生まれ育った境遇、環境で学校にいけない人々を、こういう国家試験みたいなもので差別してしまうというのには実にゆゆしき問題だと思っております。それを外してすべての者になさった。学校は出ていなくとも実際に御自分だけで研さん、努力の結果素晴らしい高等な技術や能力を身につけている方もおいでになりますし、また身につけようとしている多くの青年たちもいる。その人たちにこの枠をはめてあったというこ

とは、やっぱりあった方にむしろ問題がありますね。すべてそういうものを取り去って、これから能力のある者は平等に資格が得られるというふうにしたということは、これは私はすばらしいことだと評価したいと思います。

しかしその分、一次試験を行ったり、あるいは技術士補の登録をしたり、事務量は増しますな。でも、こんな事務量が幾ら繁雑になったとしても、人を差別したり、機会を広げなかったり、狭めたりというようなことは慎むべきことで、そのことで事務量が繁雑になっても構わないと思うんです。

しかし、繁雑になればなるで、技術士会の方は困るわけです。それでまた、すべての者になりまして受験者もふえてくるかもしれませんね。ですから、また事務量がふえるかもしれない。そうなりますと、技術士会の地位向上はおっしゃるとおり確かにあるかもしれませんが、財政的に非常に困つてくると、企業から賛助金を受けようかというふうな話も出てくるんじゃないかという気がしますが、その辺のところはどうなですか。

○政府委員(原田稔君) これで企業から賛助金を受けるのか、そういうようなことは現在全く考えていないわけでございます。試験なりあるいは登録に必要な経費というのはあくまでも、先ほど大臣が申し上げましたとおり、技術士会の中でしっかり賄う、こういうことでやるつもりであるわけでございまして、人数の増大も先生の御指摘のような点は確かにあるわけでございますが、ある一定規模以上の人数の増大ですと、逆に何と申しますか規模の利益のようなものも出てくるんじゃないでしょうか、そこにそれを受け入れてやる方として合理化の余地がまた出てくる、こういう可能性もあるんじゃないか、かように考えております。

○青島幸男君 確かに最近は、運転免許試験場なんかへ参りましても、免許証の試験と同じに扱うのはどうかとも思うんですが、昔のそれこそ鯨魚にあった運転免許試験場なんかに比べますと、コンピュータの使用だとか、非常にさまざまな事

務処理能力の高い工夫がなされておりまして、それほど繁雑にならなくともいける。事務処理を簡略化するというようなこともかなり進んでおりますし、そのことで公平を欠くことは恐らくないでしょう。ですから、そんなに心配な点は出でこないかもしれません。

ただ一つ難点は、従来より受験料が高くなるといふことだと思ふんですが、その点先ほどの佐藤さんとの質疑応答を伺つておりました、一般の、ほかの共通一次等の例も出ましたけれども、余りばかばかしく高くなつたり、受験者に迷惑をかけるようにはしないつもりだと。しないように行政指導をしていきたいしそのように努めるというふうな御趣旨を承りましたので、少なくとも一般の方々が希望を持ってこの試験に臨めるという、希望と勇氣を持って勉強していこうという意欲をそがない、むしろ助長するようなかつこうでこれにたい取り組んでいくという御確約を大臣からいただいたまして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(安田隆明君) 青島先生のおっしゃるとおりです。本当に希望を持たせて、勇氣を持ってこの制度に挑戦できる、こういうわれわれの行政指導というものが一番大事だ、こういうふうに思っております。よく趣旨を踏まえてやらせていただきますと思います。

○委員長（中野明君） 他に御発言もないようです
から、質疑は終局したものと認めます。
本案の修正について佐藤君から発言を求められ
ておりますので、この際、これを許します。佐藤
君。

○佐藤昭夫君　私は、日本共産党を代表して、技術士法案に対する修正案を提案いたします。

案文はお手元に配布しておりますので、その要旨を簡単に御説明いたします。

わが党は、技術士制度がわが国の科学技術の振興に果たすべき役割りは大きなものがあり、今後とも量質ともにその充実発展が期待されるべきものであると考えています。今回政府提案の法改正案に盛り込まれた技術士補の新設とそれに伴う

試験制度の改革は、そうした期待に沿う積極的な一面を持つものであると考えます。特に、技術士及び技術士補の試験に臨むに当たって学歴制限が撤廃されたことは、より多くの国民に技術士への道を広げるものであり、また技術士補の新設は、若い優秀な人材の技術士への参入を促進し、技術士制度に対する国民の、特に学生を含めた若手技術者の関心を高めることにつながるものであり、いずれも評価できるものであります。

一方、政府案に盛り込まれた試験事務及び登録事務の民間団体への委譲に関する規定は、幾つかの点で是認できない問題を含んでいます。

問題点の第一は、民間団体への事務委譲は技術士制度の運用そのものの簡素化に結びつかないという点。確かに国の負担は人的にも予算的にも削減されますが、民間に委譲された後の技術士制度の運用に関する事務は軽減されるわけではななく、そればかりか、予算的には民間に移した場合の方が試験委員への謝金の増加などによって増加するであろうという点。

第二は、試験及び登録事務に独立採算制の原則、いわば受益者負担の原則が導入され、受験者、登録者の手数料が大幅に引き上げられる結果となること。

第三に、以上のことから、事務委譲されることが予想される社団法人日本技術士会の業務に支障を来す結果にならないか懸念されること。

第四に、試験事務の民間委託によって、この試験の国家的權威や試験内容の公正、厳正さが損なわれることにならないかと危惧されること。

以上の理由から、試験、登録事務の民間委託はその必要性に根拠がないばかりか、かえって技術士制度にマイナスの影響を与えかねないものであり、是認できないのであります。したがって、技術

士制度の試験事務及び登録事務を民間団体に委譲できることを定めた規定を政府案から削除して、この事務については現行どおり国が行うことを内容とする修正案を提案するものであります。

委員各位の御賛同を期待いたしまして、提案説

明を終わります。
○委員長(中野明君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。
それでは、これより技術士法案について採決に入ります。

まず、佐藤君提出の修正案の採決を行います。
本修正案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(中野明君) 少数と認めます。よつて佐藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

○委員長(中野明君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中野明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

〔参照〕 技術士法案に対する修正案
技術士法案の一部のように修正する。

目次中「第三十一条」を「第十二条」に、「第十三条—第四十三條」を「第十三条—第二十一条」に、「第四十四條—第四十七條」を「第二十二条—第二十五条」に、「第四十八條—第五十三条」を

「第二十六条―第三十一条」に、「第五十四条―第五十五条」を「第三十二条―第三十三条」に、「第五十六条―第五十八条」を「第三十四条―第三十六条」に、「第五十九条―第六十三条」を「第三十七条―第三十八条」に改める。

第二条第一項中「第三十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第三十二條第二項」を「第十三條第二項」に改める。

第三条第四号中「第五十七條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第五号中「第三十六條第一項第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

第十条第一項中「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国（次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に」を「受験手数料を」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条から第二十七條まで並びに第二十八條の前の見出し及び同条を削る。

第二十九條に見出しとして「（技術士試験委員）」を付し、同条第一項中「が自ら試験事務の全部又は一部を行う場合に」及び「次項から第五項までにおいて「試験委員」という。」を削り、同条第二項中「試験委員」を「技術士試験委員」に改め、同条第三項中「試験委員」を「技術士試験委員」に、「第四十八條」を「第二十六條」に改め、同条第四項中「試験委員」を「技術士試験委員」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第十一條とする。

5 技術士試験委員は、技術士試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行爲のないようにしなければならない。

第三十條を削る。

第三十一條の見出し中「細目等」を「細目」に改め、同条中「試験事務の引継ぎ」及び「及び指定試験機関」を削り、同条を第十二條とする。

第三章中第三十二條を第十三條とし、第三十三條から第三十六條までを十九條ずつ繰り上げる。
第三十七條第二項中「第四十八條」を「第二十六條」に改め、同条を第十八條とし、第三十八條を第十九條とする。

第三十九條第一項中「第三十二條第一項」を「第

十三條第一項」に改め、同条第二項中「第三十二條第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者、同条第二項の規定により技術士補の登録を受けようとする者、第三十五條第二項」を「第十六條第二項」に、「実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を国（次条第一項に規定する指定登録機関が同項に規定する登録事務を行う場合に）あつては、指定登録機関）に、それぞれ」を「登録手数料を」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第二十條とする。

第四十條から第四十二條までを削る。

第四十三條の見出し中「細目等」を「細目」に改め、同条中「登録事務の引継ぎ」及び「並びに指定登録機関」を削り、同条を第二十一條とする。
第四章中第四十四條を第二十二條とし、第四十五條から第四十七條までを二十二條ずつ繰り上げる。

第五章中第四十八條を第二十六條とし、第四十九條から第五十三條までを二十二條ずつ繰り上げる。

第五十四條中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九號）を加え、第六章中同条を第三十二條とし、第五十五條を第三十三條とする。

第七章中第五十六條を第三十四條とし、第五十七條を第三十五條とする。

第五十八條中「罰則に関する経過措置を含む。」を削り、同条を第三十六條とする。

第五十九條中「第四十五條」を「第二十三條」に改め、第八章中同条を第三十七條とする。

第六十條及び第六十一條を削る。

第六十二條第一号中「第十六條（第二十九條第五項において準用する場合を含む。）」を「第十一條第五項」に改め、同条第二号中「第三十六條第二項」を「第十七條第二項」に改め、同条第三号中「第五十七條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条を第三十八條とする。

第六十三條を削る。

附則第一條ただし書を削る。

附則第三條第一項中「第三十二條第一項」を「第

十三條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第二項中「第三十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第三項第一号中「第三十五條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同項第二号中「第三十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。

附則第四條中「第五十七條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第三十六條第一項第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

附則第六條中「第三十六條第二項」を「第十七條第二項」に改める。

附則第七條及び第八條を削る。

附則第九條第一項中「第四十八條」を「第二十六條」に改め、同条第二項中「第五十二條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同条第三項中「第五十二條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同条を附則第七條とする。

附則第十條中「第五十四條」を「第三十二條」に改め、同条を附則第八條とする。

附則第十一條を削り、附則第十二條を附則第九條とし、附則第十三條を附則第十條とする。

附則第十四條のうち別表第一第二十三号(ロ)の改正規定中「第三十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を附則第十一條とする。

附則第十五條中「科学技術庁設置法」の下に「（昭和三十一年法律第四十九號）を加え、同条のうち第四條第十号の二を改め、同号の次に次の一号を加える」を「改める」に改め、同条第十号の三を削り、附則第十五條を附則第十二條とする。

昭和五十八年四月二十三日印刷

昭和五十八年四月二十五日発行

参議院事務局

大蔵省印刷局